

# 生活困窮者自立支援制度等の 推進について

## ① 改正生活困窮者自立支援法について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

# 生活困窮者等の自立を促進するための

## 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

### 改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもへの進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

##### (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
  - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
  - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

##### (2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

##### (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

#### 2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

##### (1) 生活保護世帯の子どもへの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

##### (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

##### (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

##### (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

#### 3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

### 施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

# 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

## 1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

## 2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

## 3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

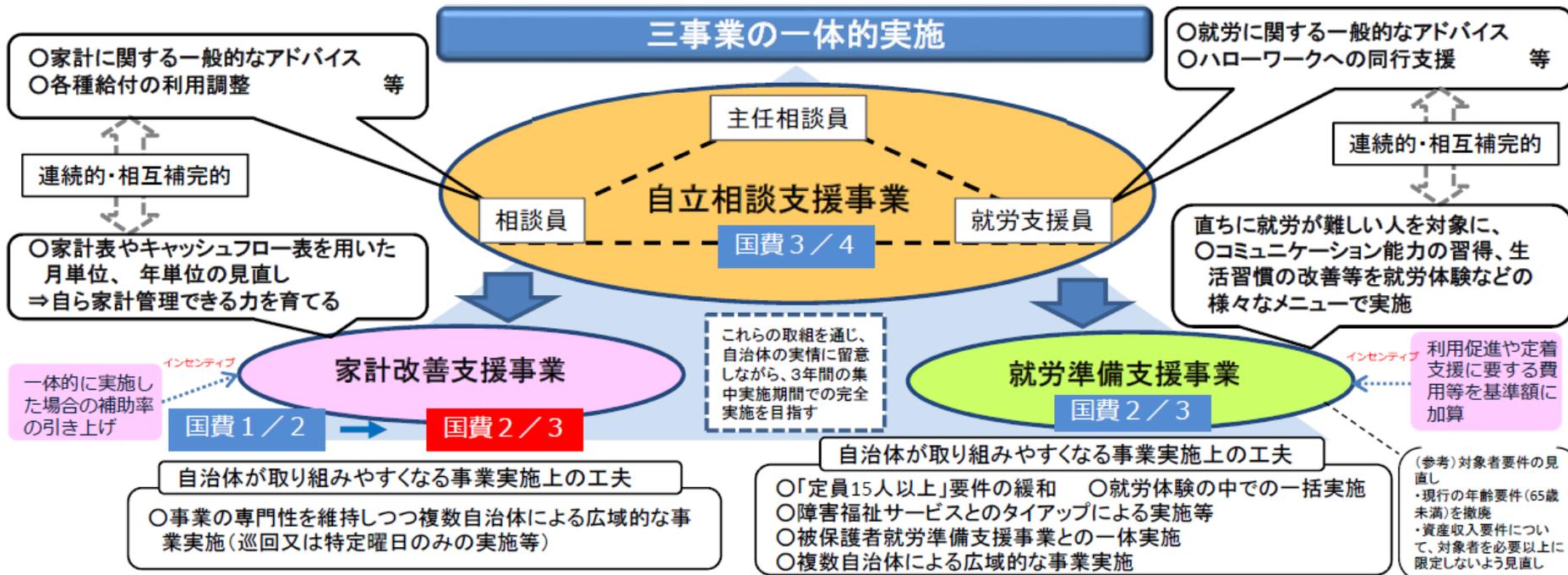
会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

# 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

## 4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
  - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
  - 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
  - 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



## 5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

平成30年度  
生活困窮者自立支援制度の実施状況調査  
集計結果

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

# 1. 概況について

- 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。  
(自治体別の状況は別添のとおり)

## (1) 任意事業の実施状況(※実施予定を含む)

(n=902)

### 就労準備支援事業



### 一時生活支援事業



### 家計相談支援事業



### 子どもの学習支援事業



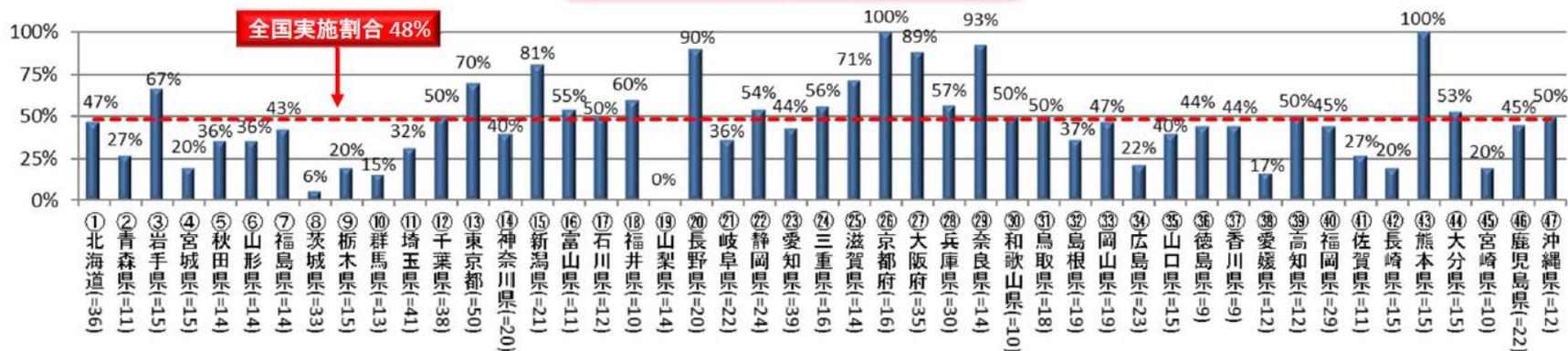
(出展) 平成27年度、平成28年度、平成29年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

# 1. 概況について

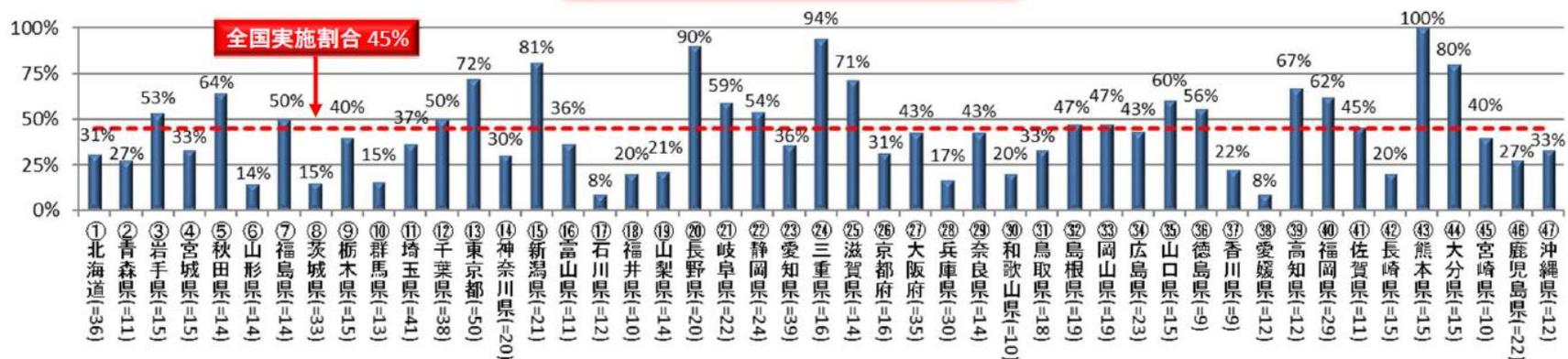
- 平成30年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は48%、家計相談支援事業は45%、一時生活支援事業は31%、子どもの学習支援事業は59%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。
- 熊本県内の各自治体は4事業全てを実施。

## (2) 任意事業の実施状況(都道府県別の実施割合) (n=902)

### 就労準備支援事業 実施割合



### 家計相談支援事業 実施割合

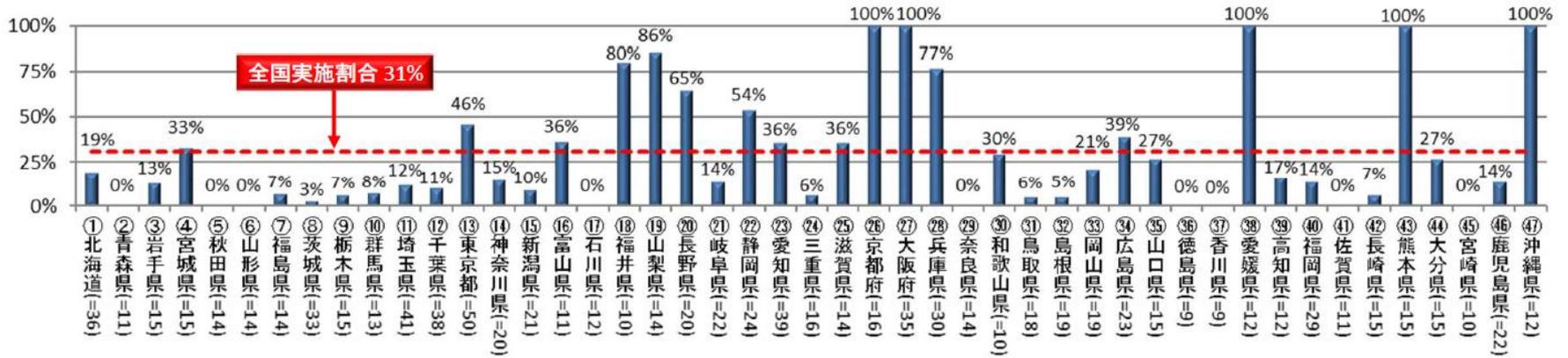


# 1. 概況について

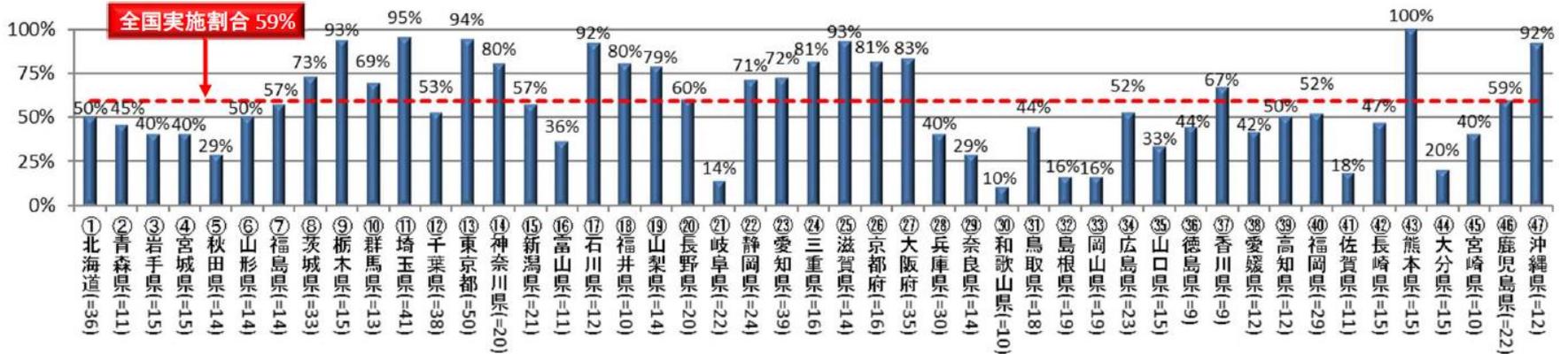
## (2) 任意事業の実施状況(都道府県別の実施割合)

(n=902)

### 一時生活支援事業 実施割合



### 子どもの学習支援事業 実施割合

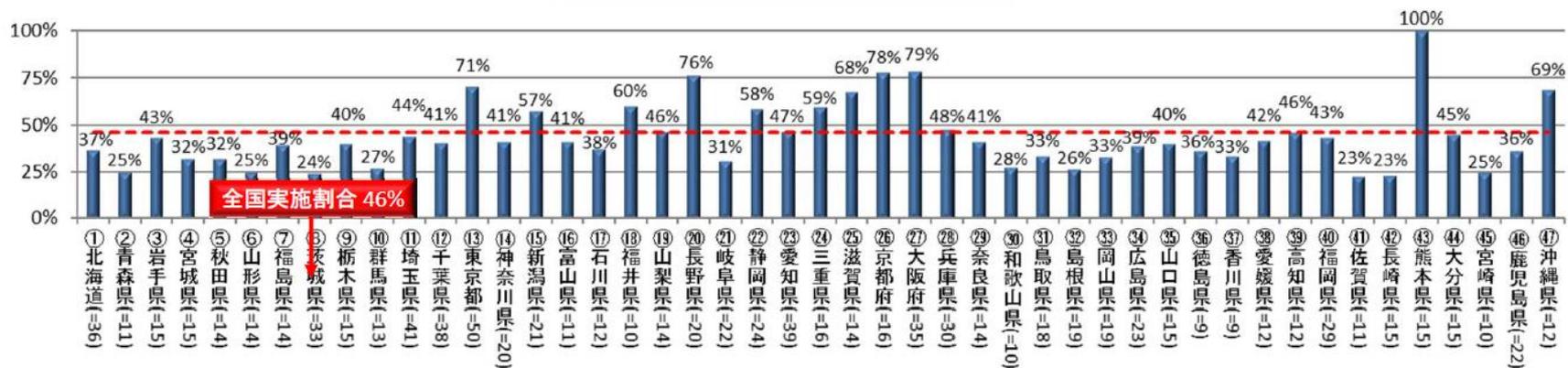


# 1. 概況について

## (2) 任意事業の実施状況(都道府県別の実施割合)

(n=902)

### 4事業実施割合の平均



都道府県	実施主体	種別	対象地区人口 (28.1.1)	新規相談 受付件数		プラン 作成件数		就労支援 対象者数		法に基づく事業等利用件数						その他		就労者数	うち就労 支援対象 プラン作 成者分	増収者数	うち就労 支援対象 プラン作 成者分
				10万 人あたり	10万 人あたり	10万 人あたり	10万 人あたり	住居 確保	一時 生活	家計 相談	就労 準備	就労 訓練	自立 就労	生活 資金 貸付	生保 就労 自立						
大阪府	大阪府	都道府県	3,676,956	7,218	16.4	1,764	4.0	877	2.0	185	152	122	184	35	774	255	391	763	545	201	155
	大阪市	指定都市	2,681,555	18,635	57.9	12,493	38.8	1,150	3.6	79	10,579	142	26	21	755	242	767	925	539	139	115
	堺市	指定都市	845,960	1,962	19.3	351	3.5	176	1.7	32	8	0	9	2	187	43	47	120	92	5	1
	豊中市	中核市	403,030	1,434	29.7	627	13.0	320	6.6	7	0	28	111	11	449	24	93	184	138	39	24
	高槻市	中核市	355,209	712	16.7	135	3.2	87	2.0	4	18	0	7	0	34	22	81	59	49	6	5
	東大阪市	中核市	496,659	805	13.5	342	5.7	142	2.4	52	20	48	20	4	221	51	90	81	73	14	12
	枚方市	中核市	406,133	476	9.8	73	1.5	58	1.2	3	7	0	6	0	60	1	59	61	54	9	9
兵庫県	兵庫県	都道府県	2,582,908	3,946	12.7	639	2.1	382	1.2	79	55	16	88	21	365	45	155	402	268	66	47
	神戸市	指定都市	1,547,850	3,410	18.4	715	3.8	362	1.9	142	162	110	45	0	316	27	274	417	231	44	23
	姫路市	中核市	541,497	583	9.0	169	2.6	123	1.9	3	39	8	4	0	124	4	75	136	136	9	9
	西宮市	中核市	484,892	273	4.7	43	0.7	31	0.5	11	0	0	7	0	35	1	16	14	6	0	0
	尼崎市	中核市	463,940	816	14.7	149	2.7	122	2.2	34	0	0	11	1	142	9	113	195	124	14	6
奈良県	奈良県	都道府県	1,025,744	1,390	11.3	450	3.7	310	2.5	50	0	46	10	1	316	67	111	225	199	33	32
	奈良市	中核市	362,074	521	12.0	186	4.3	71	1.6	2	0	0	19	0	75	0	73	78	78	21	21

※ 都道府県の各項目における数値は、管内の市区町村の分を含んでいる。

【目安値】

- ①新規相談件数 : 対象地区人口10万人あたり24件/月
- ②プラン作成件数 : 対象地区人口10万人あたり12件/月
- ③就労支援対象者数 : 対象地区人口10万人あたり 7件/月
- ④就労・増収率(就労・増収者/就労支援対象者) : 70%

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果  
(平成31年1月分)

(件数、人)

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数 (就労支援 対象プラン 作成者分 (⑤))	増収者数 (就労支援 対象プラン 作成者分 (⑥))	就労・増収率 (④)  (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり					
全国集計値	19,522	15.3	5,862	4.6	2,603	2.0	1,354	405	68%

各月における支援状況

(件数、人)

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数 (就労支援 対象プラン 作成者分 (⑤))	増収者数 (就労支援 対象プラン 作成者分 (⑥))	就労・増収率 (④)  (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり					
4月分	18,986	14.8	6,207	4.9	2,781	2.2	1,155	398	56%
5月分	21,550	16.8	6,636	5.2	2,861	2.2	1,238	405	57%
6月分	19,896	15.5	6,588	5.1	2,819	2.2	1,290	419	61%
7月分	20,589	16.1	6,416	5.0	2,854	2.2	1,279	441	60%
8月分	20,358	15.9	6,472	5.1	2,760	2.2	1,335	460	65%
9月分	18,357	14.3	6,268	4.9	2,677	2.1	1,260	426	63%
10月分	20,804	16.3	6,819	5.3	3,015	2.4	1,360	463	60%
11月分	21,638	16.9	6,672	5.2	3,047	2.4	1,359	432	59%
12月分	16,565	12.9	5,875	4.6	2,562	2.0	1,391	429	71%
1月分(再掲)	19,522	15.3	5,862	4.6	2,603	2.0	1,354	405	68%
合計	198,265	15.5	63,815	5.0	27,979	2.2	13,021	4,278	62%

**個人情報の共有がすすまない**

# (5) 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置①

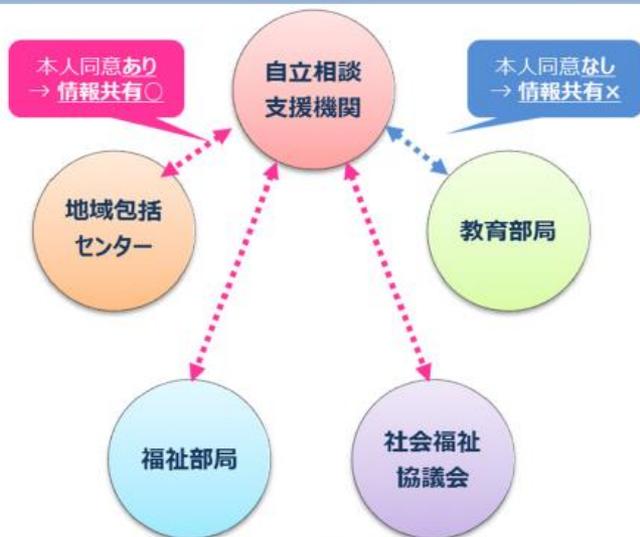
平成30年10月1日  
施行

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、改正法では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけること**によって、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを新設**した。

※ **支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない**。

## 現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
  - ・ 本人の同意が得られず他部局・機関と情報共有できないケース
  - ・ 同一世帯の様々な人が別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているがそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていないケース等の中には、**世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケース**がある。



各法における守秘義務

## 支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
  - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**



支援会議における守秘義務

水町雅子「行政ビッグデータの利活用と課題」『都市問題』2019年2月号。



また、関連条例の資料として、HPに「2019年5月11日 個人情報関連資料)」をアップ。

[https://ngoishi.com/2019年5月11日資料\(個人情報関連\).pdf/](https://ngoishi.com/2019年5月11日資料(個人情報関連).pdf/)

「子どもの貧困」から、未来に渡って子どもたちを救うのは  
「**貧困の連鎖**」を断ち切ること

---

「子どもの貧困」は、すなわち「家庭の貧困」です。  
偶発的に発生する「家庭の貧困」には、その時々福祉的手当で手を差し伸べるしかありません。

しかしながら、貧困家庭に育った子どもが大人になり、再び貧困家庭を形成してしまう「貧困の連鎖」が確実に存在します。

現在の対処療法的なアプローチでは「貧困の連鎖」を解消することはできません。  
継続的な取り組みによって「貧困の連鎖」を断ち切り、社会から「子どもの貧困」の総量を減らしていくことが重要です。

平成31年(2019年)3月

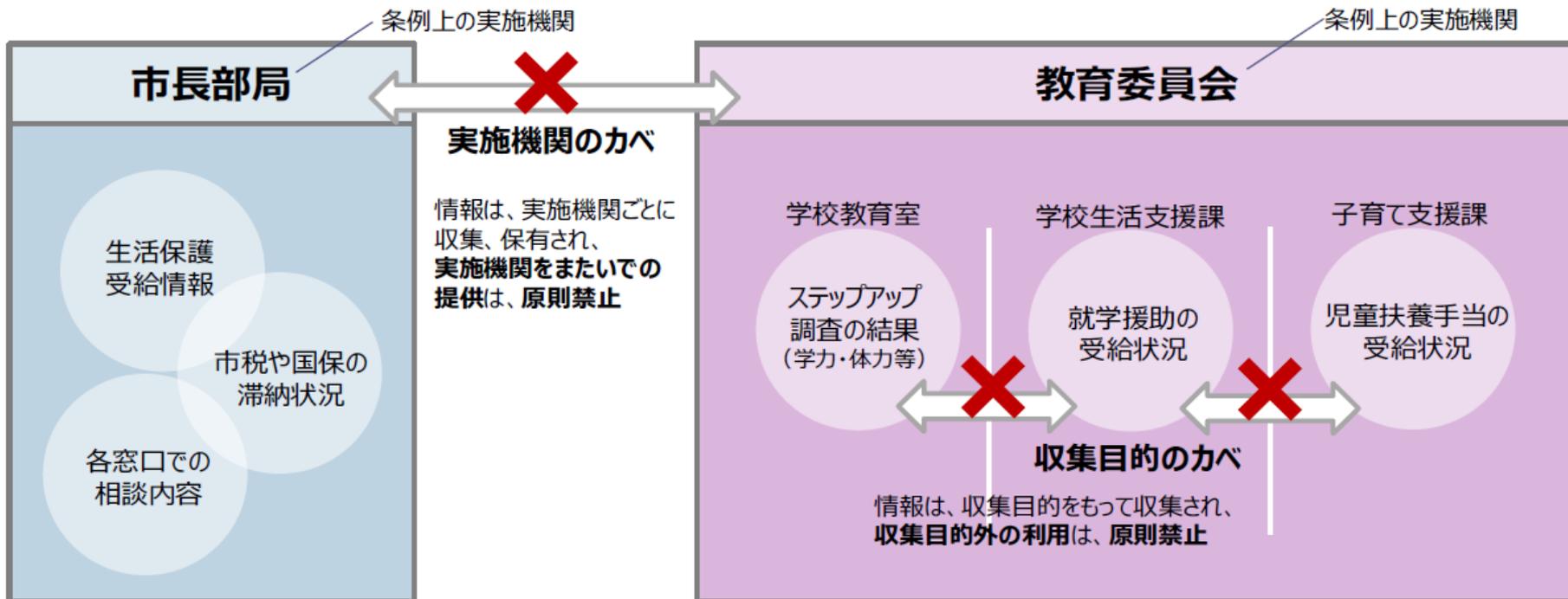


緑と子どもを育むまち

大阪府箕面市

# 個人情報保護条例への対応

かつての箕面市では、市役所の中に個人に関する情報が分散して存在しており、市長部局と教育委員会の間で、あるいは、同じ教育委員会内でも課室をまたがるだけで、それらの情報は厳重に秘匿され、利用されない状態でした。そこには、個人情報保護条例による「実施機関のカベ」と、「収集目的のカベ」の2つのカベがあったからです。



## 平成27年当時の箕面市個人情報保護条例の規定

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。)、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合
- 二 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 三 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 四 … (以下略)

箕面市の個人情報保護条例には外部提供及び収集目的外利用の除外規定があったが、「明らかに本人の利益になる」かどうかの判断は難しく、また、個人情報保護制度への過剰な反応もあり、条例10条2号に該当するとして情報を提供する判断は実務上、されていなかった

そこで箕面市では、「人の心身、生活の保護または支援を目的とした個人情報の収集目的外利用や外部提供」について、条例に基づき適切な情報連携ができるよう、平成27年度に箕面市個人情報保護制度運営審査会に諮問して、条例の解釈か条例改正かのいずれが適切か議論いただき、その結果、条例を改正しました。

## 箕面市個人情報保護制度 運営審査会の意見

- ・「人の心身、生活の保護または支援の目的」は、「明らかに本人の利益」であることは間違いないと思われる。（＝**条例改正せず解釈での運用も可能**）
- ・でも、**具体例があったほうが現場は運用しやすい**ため、**条例改正**による方が適切
- ・目的外利用・外部提供が認められる場合のうち、**対象者及び「明らかに本人の利益になる場合」を明示して、運用しやすくするもの**

### 改正前

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合
- 二 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 三 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 四 …… (以下略)

### 改正後

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合
- 二 市の執行機関に置かれた**附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者**について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合**
- 三 前号に掲げるもののほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 四 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 五 …… (以下略)

審査会に諮問の上、規則で類型を定めている。

Ex. 生活困窮者、虐待を受けている高齢者・障害者、ひとり親家庭、いじめを受けていると思われる児童生徒 等 (全16類型)

# 教育と福祉の融合

箕面市では、平成17年、平成28年、平成30年の3度にわたり、組織を改編しました。  
 そのねらいは、市長部局と教育委員会に分かれていた**子ども関連の施策**を教育委員会に**一元化**することです。  
 (幼稚園・小中学校が教育委員会固有の事務のため、市長部局への一元化はできない。一元化が可能なのは教育委員会のみ。)

平成17年4月

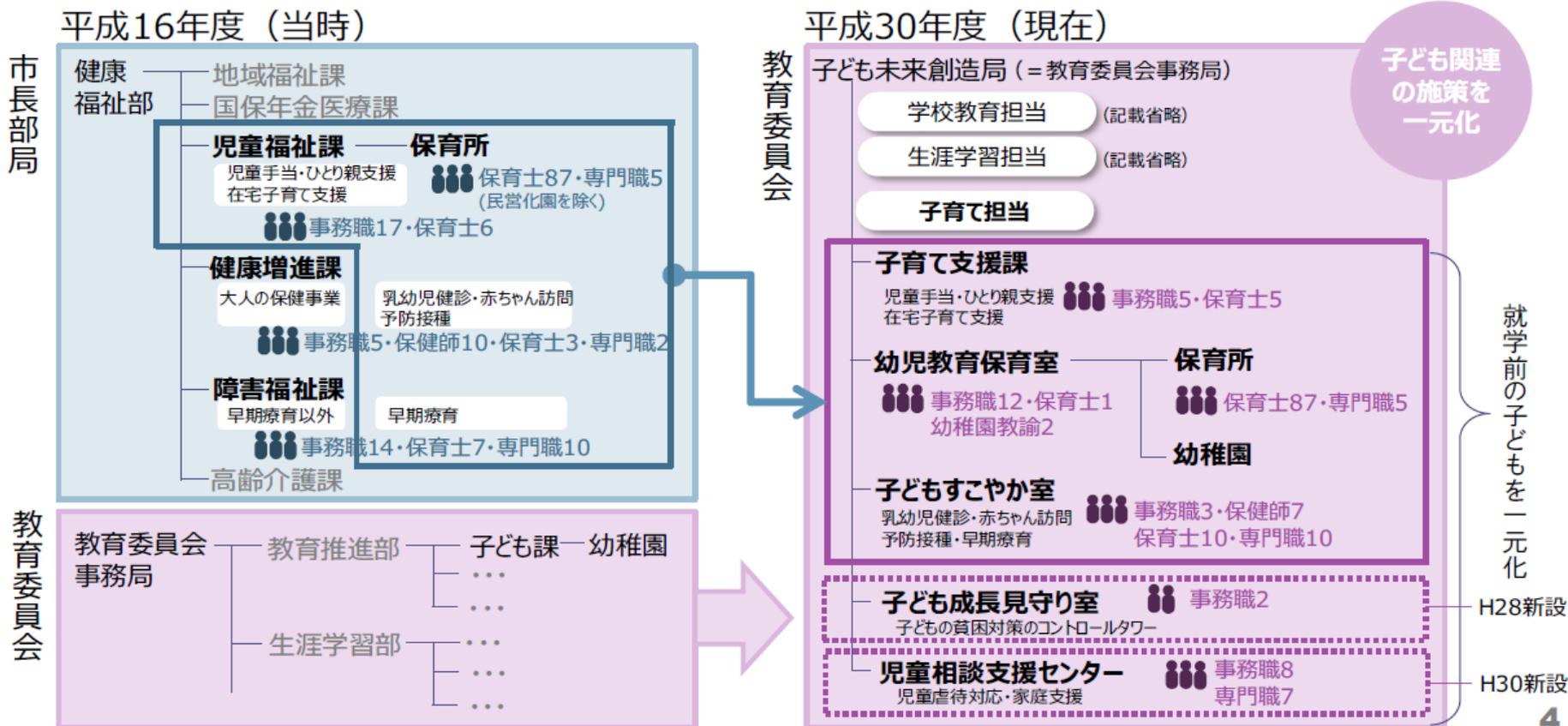
保育所、子育て支援センター、  
 児童手当業務を市長部局から  
 教育委員会に移管。

平成28年4月

教委に「子どもすこやか室」を設置、  
**母子保健事業**を市長部局から  
 教育委員会に移管。

平成30年4月

児童虐待に特化した組織「児童相談  
 支援センター」を創設、教育委員会の  
 子育て担当部門に位置付け。



# 教育と福祉の融合の効果

市長部局と教育委員会に分かれていた子ども関連の事業を教育委員会に集めたことにより、これまで断絶していた教育と福祉の世界が「子ども」をキーに融合し、子育て支援と母子保健の融合が進んでいます。

「就学前の子ども」を一元化したことで、すべての0～5歳児を教育委員会で一元的に見る体制へ

幼稚園  
2,887人

+

保育所  
2,542人

+

在宅保育  
2,413人

=

7,842人

## 乳幼児健診を子育て支援の場に

1歳6か月健診は、94%の子どもが一堂に集まる場です。これまで保健師だけで運営してきた健診を、企画段階から保育士も関わり、ともに実施しています。



保育士が接触機会を持てた在宅子育て中の親子の数

子育て支援センターに  
自ら来ていた親子のみ

→

1歳6か月健診に  
来る親子すべて  
(受診率 94%)

能動的に出かけてくる人だけでなく、在宅子育ても含めてほとんどすべての親子に接触機会が持てる

健診の場で行う子育て支援

- \* 子どもの年齢に応じた親子遊びの紹介
- \* 親子の関わり方や育児負担の軽減のアドバイス
- \* 子育てひろばなど、子育て支援の場への誘い掛け

## 子育て支援に母子保健の目を

子育て支援センターや子育てひろばは、これまで保育士を中心に開催していましたが、現在は保健師がともに実施しています。



保健師が子育て支援の場で接することができた親子の数

約1,080組/年

子育てひろばで行う母子保健

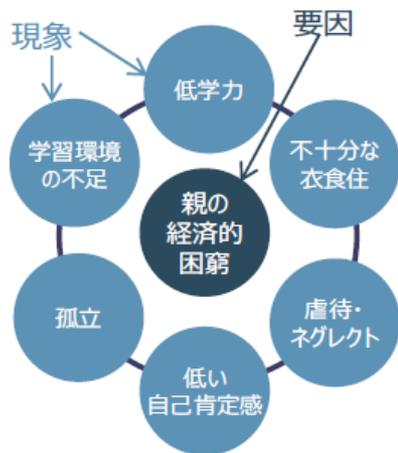
- \* 子どもの健康相談、発達相談
- \* 保健師による子どもの体のチェックや身長・体重測定
- \* 熱中症対策やインフルエンザ予防などの健康教育

高度な専門的知見を持つ保健師などの専門職が、健康・福祉の領域にとどまらず、子育て支援全般に力を発揮できる

# 4 「子ども成長見守りシステム」の構築

これまでの箕面市では、子どもの情報も、子どもの家庭に関する情報も、各学校や行政の様々な部署に散在していました。子どもたち一人ひとりを大人になるまで見守り続けるためには、散在する情報を集約し、子ども個人に結びつけ、その情報を過去分から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要でした。

情報には、①親の経済的困窮を推定できる情報  
②経済的困窮を要因として発生している現象 の2種類があります



子どもの状況は見えるが  
根本にある貧困が見えない情報

- 現象**
- 学力・体力調査結果
  - 生活状況調査結果
  - 日常の行動・衣服などの状況
  - 学校健診・乳幼児健診の結果
  - 虐待に関する通報・対応状況

家庭の困窮は推定できるが  
子どもの状況が見えない情報

- 要因**
- 生活保護の受給状況
  - 児童扶養手当の受給状況
  - 保育料算定時の所得状況
  - 給食費の滞納状況
  - 就学援助の受給状況



子ども個人をキーに  
名寄せすると...

見守りが必要な  
子どもが見えてくる  
(経済的困窮)

支援が必要な  
子どもが見えてくる  
(経済的困窮 + 子どもの変化)

支援を受けている子どもの  
現況がわかる  
(親の状況 + 子どもの状況)

支援を受けている子どもの  
経年変化を追跡できる  
(子どもの変化 + 集団の変化)



A君の  
データ

学年	学力調査	生活状況調査	学校健診	虐待通報	担任観察	生活保護	就学援助
小1	+5	±0	異常なし	なし	問題なし	非該当	受給
小2	+2	△5	異常なし	あり・経過観察	要観察	非該当	受給
小3	△8	△10	発育遅れ	あり・対応	問題あり	受給	受給
小4	△9	△8	発育遅れ	なし・経過観察	問題あり	受給	受給

## 個人カルテ

個人番号	世帯番号	氏名	ふりがな	性別	生年月日	住所
00000000000000000000	00000000000000000000	田中 健	たなか たけし	男	2004年03月10日	東京都千代田区千代田 1-1-1 田中ビル5F
年度年齢	酒酔日	保育施設/幼稚園	小学校/中学校	高校/大学/就職	判定指標のみ	全体
0歳			公立豊洲小学校 公立豊洲中学校			

判定指標 履歴等 施策利用状況

年度年齢	就学前						小学校						中学校			高校等				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	
年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
前期後期	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
特色判定																				
ケース会議状況(クリックで直接判定)																				
生活困窮(物的資源の欠如)																				

経済的困窮	生活保護																				
	児童扶養手当(ひとり親)																				
	就学援助																				
	算課税滞滞																				

学力	理科																				
	英語																				
	全教科の平均偏差値																				
	平均偏差値の変化値																				

健康・体力 (ヒューマンキャピタル の欠如)	新食の有無																				
	宝樹治療後の状態																				
	健康チェック																				
	身長																				
	体重																				

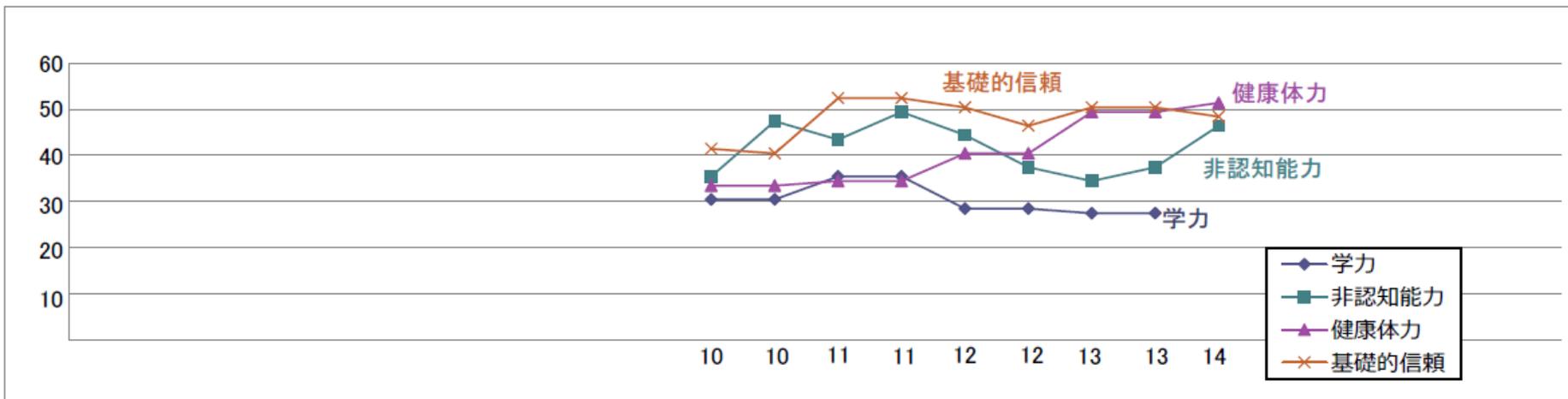
非認知能力等判定

総合判定


個人状況グラフ

性別: 男 年齢: 10歳11ヶ月 (年齢: 11)  
 住所: 東京都目黒区 〇〇〇〇町 〇〇〇〇番 〇〇号

所属: 公立〇〇〇〇小学校 > 公立〇〇〇〇中学校



	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16
学力																					
非認知能力																					
健康体力																					
基礎的信頼																					

	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16
総合見守り判定																					
経済状況																					
養育力																					
学力																					
非認知能力																					
健康・体力																					
基礎的信頼																					
直接判定																					

# 子ども成長見守り室のbefore・after

子ども成長見守り室を置いたことにより、これまでなら出来なかったことが出来るようになった例や、現場での“小さな気づき”の情報が入ったり、これまで見過ごされていた支援が必要な子どもをシステムで客観的に見つけることができたケースの一例です。

## 乳幼児の情報を組織的に引継ぐ

(これまで)

子どもの発達の課題が保育所・幼稚園・早期療育などから学校に個別に引き継がれる

子ども成長見守りシステムで保有する乳幼児健診や母子保健事業の記録、成育歴の中での養育リスクを学校に資料提供できるようになった。

## 支援の抜け・漏れを見つける

(これまで)

就学援助の受給資格があるにもかかわらず受給していない世帯があることは認識しつつ、なんらかの対応につなげなかった

子ども成長見守りシステムで、就学援助が受けられる経済状況にありながら受給していない世帯をチェック。

「公的手続きが苦手で申請できていなかった」世帯を見つけ出し、子ども成長見守り室で申請を支援した。(昨年2件)

※当該世帯は、他の公的手続きにも支援が必要だった。

### 【参考】就学援助の利用率 72.4%

※ 児童扶養手当受給もしくは非課税階層に属する児童生徒(重複除く)のうち、就学援助を受給している児童生徒の割合で算定。

※ 実際の就学援助の認定基準は、児童扶養手当受給資格や市民税の非課税判定とイコールではないので、上記数値は概算である。

## 学校の“気づき”に客観的データで応える

ケース 中学校から子ども成長見守り室に、不登校傾向の1年生、父子家庭の子どもについて相談あり。父親が入院し、生活に困窮しているもようで、生活相談につなぎたいとの主訴。

子ども成長見守りシステムで当該生徒を見たところ、過去3年間「重点支援」の状態であった。

小学校での支援の記録がなかったため、出身小学校に問い合わせたところ、特に見守り等の対象とは認識しておらず、登校状況は良好で、特に目立つこともなかったとのこと。

当該生徒の家庭については、生活困窮相談窓口につなぎ、生活保護受給に至った。中学校には、過去からの当該生徒のデータを提供し、学校での見守り・支援を指示した。

## 学校で“ノーマーク”の子どもを見つける

子ども成長見守りシステムでの、子どもの状態の総合判定によって「重点支援」の対象と判定された児童生徒のリストを学校に提供して支援状況を確認したところ、そのうちの44%の子どもが「見守りの対象ですらなかった」ことが判明した。

